

雇用労働者に対する安易な増税路線の撤回を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

鈴 木 祐 治

賛 成 議 員

水 久 保 善 治

橋 本 憲 幸

佐 久 間 俊 男

勅使河原 正 之

柳 沼 隆 夫

佐 藤 幸 夫

橋 本 幸 一

会 田 遠 長

村 上 昌 弘

雇用労働者に対する安易な増税路線の撤回を求める意見書

わが国経済は、緩やかな景気回復を続けていると言われているが、雇用者の所得は低迷したままであり、家計では所得のうち消費に回す比率を高めることで生計を維持しているのが現状である。このような中で本年 1 月から所得税の定率減税が縮減されるなど、雇用労働者をはじめ国民の可処分所得がさらに抑制され、景気に悪影響を与えることが懸念される。

さらに、定率減税の全廃が政府税制調査会から答申されたこと、各種控除の縮小・廃止や消費税の引き上げが今後検討されると思われることなど、国民の税負担に対する不安は増すばかりである。

定率減税の全廃、各種控除の縮小・廃止などに言及する前に、まず着実な景気回復により税収の自然増をはかるとともに、歳出削減をはじめ国民が納得できる歳出構造改革を行うべきであり、あわせて、不公平税制の是正を早期に実施すべきである。

また、所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、国民の税負担が税源移譲の前後で変化しないよう、十分な配慮措置を講じるべきである。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 2006年度税制改正では定率減税の廃止は行わないこと。
- 2 所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、所得税と個人住民税合計の税負担や、個人住民税を基準とした地方自治体の各種負担・給付に不利が生じないよう配慮すること。
- 3 給与所得控除の縮小やたばこの狙い撃ち増税等、給与所得者を中心として国民に負担を強いる増税は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 3月24日